



第九卷 第二號

大正十三年四月一日發行

(通卷第三十四號)

研 究

北畠親房の思想

文學士 清原貞雄

一 國 體 論

日本に於ける國體論の最も高調せられたのは水戸學に始まる、而して水戸學に於ける國體論は南北朝抗爭の世相から誘發せられて興つたものであると云はれて居る。其南北朝抗爭の渦中にあつて半生を正統南朝のために捧げた親房は實に我國に於ける國體論に一時期を畫した人である。其著神

日々に盛まるを見て、我國體を明かにし、南朝天子の正統にまします事を知らせんが爲めに作られたものである、爾來我國體を論ずるもの、多く親房の國體論を規準として居る。此意味に於て親房の國體論は我思想史の上で重要な地位を占むるものである。

皇正統記は正統なる南朝の帝威却て振はず、其勢

親房の國體論は國土の優秀と、皇統の神聖とに歸する。而して更に之を約するときは、正統記の

開卷第一に掲げた「大日本は神國なり」の一句に收まるものである。

我邦が神國であると云ふ思想は必ずしも親房を以て始まるものでは無い。古く日本書紀神功皇后九年十月の條にも新羅王の言として、東に神國あり日本と謂ふの語見え、三代實錄貞觀十一年伊勢神宮に對する告文にも日本朝は所謂神明之國なりと云ひ、其他平安朝の末のものとして、大神宮諸雜事記、東大寺要錄、小右記に見えた長元四年八月の宣命、平戸記、玉葉、降つては源平盛衰記、吾妻鏡、王彙等の諸書に、「我朝は神國」「本朝は神國」「我國者神國」等の言葉が見えて居るが、是等も多く、神明の助けを被つて居る國であると言ふ意味で用ゐられたもので、此意味が殊に強調せられたのは、滿天下の膽を寒からしめた蒙古軍が偶然にも暴風の爲めに殆ど全滅した際に、國民は之を以て神風と解した時である。増鏡第十二「老

のなみ」に、弘安四年に異國の船六萬艘が襲うて來た時に、石清水の社頭で大般若供養を行うて居る際、晴れたる空に黒雲一むら俄にたなびき、其雲の中から白羽の矢が西をさして飛び出し、やがて大風となつて其異國の船が悉く沈んだ事を記して「猶吾が國に神のおはします事あらたに侍りけるにこそ」と云つて居る如きはそれである。

此蒙古襲來の前後から國民的自覺とでも云ふやうなものが著しく擡頭して、我國柄の尊嚴を説く風潮が見え出したもので、日蓮が建治元年に書いた神國王御書の中に「我日本國は一閭浮提の内、月氏漢土にも勝れ、八萬の國にも超へたる國ぞかし」と云ひ、又「此日本國は外道一人も無し、其上神は又第一天照大神、第二八幡大菩薩、第三山王等の三千餘社晝夜に我が國を護り、朝夕に國家を視そなはし給ふ、其上天照大神は内侍所と申す明鏡に影を浮べ、内裏に崇められ給ふ、八幡大菩薩

は寶殿を捨て、主上の頂をスミカ柄と爲し給ふと申す」と云つて國家擁護を標榜する所の新宗教を高唱したのも同一の機運を示すものである。親房の國體論も一は此雰圍氣の内に涵養された者であると考ふれば毫も怪むに足らないのである。只前に掲げた神國の意味は多く此日本が神明の護持し給ふ國であること云ふ意味に用ゐられて居るのに對して、親房は、此日本國の神國たる所以は其の最初の成り立ちに存在して居ると説いて居るものである。即ち神皇正統記の開卷第一に、「大日本は神國なり」と掲げて天祖の始めて基を開き、日神の長く統を傳へられて居る事は我國のみであつて異朝には其類が無い、故に神國と云ふのであると論じて、神明開國の由來を述べ、我日本の始め、天神の種を受けて世界を建立した姿は天竺等の説と大差は無いが、只我國に於ては、天祖以來體違ふ事なく唯一種姓なる事は天竺には其類なく、大抵

衆の爲めに選ばれて立つたもので、それが勢力を失へば、卑しき素姓のものも國主となるべく、支那は一層亂脈で、古こそ賢を選んで天下を託するの風はあつたが、亂世になつてからは、只力を以て立つのであるから、戎狄の立つて王となつたものもあり、臣であつて君に代つたものもあること云ふ風であつたが、我邦に於ては、天地開闢以來今日まで一系を傳へて居る、之れ他の國には見る事が出来ぬものであると云つて居る（以上卷首）此一系を以て皇統を紹ぐと云ふ思想は既に和氣清麿の宇佐八幡に使用して歸つてからの復命などにも見えて居る事であるが、之を他の諸國に比較して其優劣を論ずると云ふやうな事は前には見當らなかつたものである。

又後漢書東夷傳に東方有君子不死之國とあるを採つて之を我邦であるとし、孔子が世の亂れたるを慨いて九夷に居らんと云つた、九夷の内に我邦

も入るべきものであると論じて居る。(第七代孝靈天皇條)。

轉じて晋書にある、日本が吳の太伯の後であると云ふ説を駁し、日本後紀大同四年二月の倭漢總曆帝譜圖などにある三韓日本同種説すら我邦では用ゐられて居らぬと云ふ事を記し、素盞雄尊が韓地に往來せられた傳説もあれば、却て彼の國々こそ我邦の苗裔なりと云は、其方が當つて居るかも知れぬと云つて後の平田篤胤等の日本根本説の先蹤をなして居る。(第十六代應神天皇條)

斯の如く、我邦の皇統は萬世に亘つて其尊犯す可らざる國なるを以て、其政務を綜覽し給ふべきは一統の天子の外之ある可らず、又皇位は神聖なるべきは云ふまでも無き事であるが、或る非常の場合に於ては一種の變態を認むべきものとして居る。一は不徳の天子に對して廢立を行ふ事を是認する事と、他は武家政治を絶對的に排斥すべきも

のにあらずとする事とが即ちそれである。陽成天皇が人君の器に堪へずと見えさせられたので攝政藤原基經が廢立を行ひ奉つたのを漢の霍光が昌邑王を不徳の故を以て廢して宣帝を立てた大功に擬し、基經の一家が専ら攝政關白に任せられたのは、積善の餘慶であると云つて居る。(第五十七代陽成天皇條)。武家の執政に就ては。此頃の有様を以て皇威が衰へて武備が勝つたものであるとばかり歎く人もあるが、それは誤りであるとし、保元平治以來の亂世に、頼朝の如き人物も無く、泰時の如きものも出でなかつたならば、日本國の人民は如何になり行きしやも知る可らずと論じ、我國の天津日嗣は萬世一系なるべきも、我神明は民を安んずるを本意とするものであつて、君主は尊くはあるが、君主一人を樂ましめ、萬民を苦しむ事は天も許さず、神も幸せぬ所であれば、政治の可否に従つて、時に或は御運の通塞あるは止むを得

ぬ事であると云つてゐる、第八十七代後醍醐院降。云はゞ緩和せられたる王道論とでも云ふべきもので

あつて神皇正統記が後醍醐天皇の御失敗の跡に鑑みて後村上天皇を御訓戒申し上ぐる目的を以て著はされたと云ふ説が當つて居るとするならば、是等は其一端であらう。右の論の末に「我國は神明のちかひいちじるしくして上下の分さだまれり、しかも善惡の報ひあきらかに因果のことわりむなしからず、かつはとほからぬことゝもなれば、近代の得失を見て將來の鑒誡とせらるべきなり」と云つて居るのは其事を示して居るやうにも思はれる。然し斯く君には徳を重じ給ふ必要があるとして、臣下の側から云へば、忠義は絶対的の義務であつて、「およそ王土にむまれて忠をいたし命をすつるは人臣の道なり、かならずこれを身の高名とおもふべきにあらず」(第九十五代後醍醐天皇條)と云ふのが其説である。

## 二 開闢説並に神道説

親房の日本開闢説は大體に於て日本書紀に見えたものを基礎として居るが、當時一般の風潮を脱しないで、宋學理氣説、道家の説、陰陽説等の影響を受けて居る。正統記に、天地未だ分れざりし時、渾沌として圓がれたる事雞子の如く、くゞもりて牙を含めりと云ふ日本書紀の所傳(實は淮南子、三五曆記等の假用なる事既に先人が考證して居る所である)を取つて「之れ陰陽の元初未分の一氣なり」と説いて居るのは、明かに宋周濂溪の大極圖説に云ふ所の大極の説を取つたものである。此開闢説は東家祕傳及び元々集等にも見えて居る所で、東家祕傳の初めに之を著はした理由を述べて天地造化の根元、神皇授受之因起、其理玄妙、其詔明白、之を異域の道に檢するに果して秋毫も異なる所なし、と云つて居るのを見ても、其解説

に外國の思想を假用する事を厭はぬ態度が分る。「渾沌」を釋いて、一物未生以前であるとし、陰陽初めに分れ一發其中に生じ、五行數を存すととして居るのはやはり大極圖說に陽變じ陰合して水火木金土を生ずとある事と符合するものであつて、親房は此水火木金土を、國狹槌尊、豐斟淳尊、壘土煮沙土袁兩尊、大戸之道大苦邊兩尊、面足惶根兩尊に配して居る。此説は東家祕傳にも神皇正統記にも見えて居る事であるが、是等は既に神道五部書や神皇實錄等の外宮神道に屬する書物にも略似よつた事が見えて居り、殊に次に述ぶるやうに類聚神祇本源の所説と全然同一である。

鎌倉時代に輸入せられた宋學、及び道家思想陰陽五行思想等が此時代の開闢說乃至神道說に影響を與へた事は著しい事實であつて、鎌倉時代の初期から中期に亘つて偽作せられ後の諸神道說の源泉となつて居る所の前記神道五部書には、佛説、

道家説、陰陽五行説、殊に宋學の影響を少からず受けて居るものであるが、是等を受けて大成した度會家行の類聚神祇本源の如き益々其傾向の著しいものである。親房の開闢說及び神道說は最も多く家行に負うて居る。就中元々集は殆ど類聚神祇本源を其儘簡略したものと思はるゝ程相似たものである。神祇本源は十五卷、元々集は七卷から成つて居るものであるが、兩書の篇目を比較すると次の如くである。

神祇本源

元々集

天地開闢篇

天地開闢篇

本朝造化篇

本朝造化篇

天神所化篇

神皇紹運篇

天宮篇

天神化現篇

內宮篇

地神出生篇上

外宮遷座篇

同下

寶基篇

神器傳授篇

形文篇

神籬建立篇

心御柱

内宮別宮篇

外宮別宮篇

神宣篇

禁誠篇

神鏡篇

神道立藝篇

神國要道篇

内宮鎮座篇

外宮遷座篇

即ち兩者全然同一篇名を用ゐて居るものもあり、又多少の相異と出入とはあるが、内容は大體同様であつて、元々集が幾分か省略せられた點があるに過ぎない。天地開闢篇は類聚神祇本源では之を漢家の部と本朝の部との二種に分つて居るが元々集では漢家の部は大部分省略せられて居るが、本朝の部は殆ど同一である。本朝造化篇、内宮遷座篇、外宮遷座篇等は大同小異である、引用書の如きも共通であつて、只神祇本源に用ゐた阿含經、圓覺經の如き元々集には除かれて居るのみ

である。之に依つても親房の神道なるものは外宮神道に負ふ所が多い事が解る。神祇本源第十四卷の奥書に、北畠親房が之を借りて勢州の宿館に於て手寫したと云ふ事が見えて居る如きは其間の消息を明かにするものである。伊勢神宮殊に外宮の度會家が南朝と非常に深い關係があつた事も亦之を裏書するものである。

されば神道説としては親房は獨立の地位を有するものでは無いのであつて、寧ろ外宮神道の紹述に過ぎないと見るべきであらう、外宮の祭神を御饌神とする説を否定して、天御中主尊説を立て、居る如きも（正統記第二十一代雄略天皇條）外宮神道五部書の説を襲用したものであつて神道の徳は正直を以て根本とすべきであると云ふ説の如きも倭姫世記の説が其儘に採られて居る（正統記第十五代神功皇后條）。只之を政治論と結びつけて治亂興廢の跡に繋けて居る事が、其特色であるが、其事は次の項に

述ぶる。三種の神器を以て道徳の象徴とする神道説は既に五部書等にも其考が見えて居る事であるが、親房は此に對しては一層深入りして居つて「三種神器神道」の上では頗る重要な地位を占むるものである。

鏡は正直の徳の本源であつて、一物を蓄へず、私の心なくして萬象を照すに是非善惡悉く之に現はれる。玉は柔和善順を徳とし、慈悲の本源である。劔は剛利決斷を徳とし智慧の本源である。云ふのが其大趣意である。就中、神鏡を本とするものであつて、之れ實に宗廟の本體であり、明を形とし、心性明かなるを以て慈悲決斷は其中にあり天照大神の御影をうつし給ふたのであるから大神の深き御心を留めて居るのであるとして居る。  
(正統記<sup>二</sup>代天津彦彦火瓊杵尊條)。又東家祕傳にも、玉は柔順の心を表はし、鏡は分明なる正直の心を表はし、劔は決斷の心を表はす事を述べ、元々集

にも同様の事を記して居る。後世主として儒家神道の間にて鏡璽劔を以て智仁勇三徳の象徴であると云ふものは、其細目は必ずしも一致して居らぬが、此三器を以て諸徳の表現を見る事の先蹤をなして居るものである。而して天照大神が此鏡を天孫に傳へられた時の神勅を以て治世の要道として居る(東家祕傳)。されば古來此三種の神器は屢不慮の災厄に罹つたに拘らず何時も不思議なる力を表はして再び舊態に復して居るとして其例を歴史的に舉證して居る(正統記<sup>二</sup>代後鳥羽院條)。蓋し徒らに新らしい説を立つるのが決して其目的では無くして、神器を傳へ給ふ南朝天子の正統を高唱せんとする用意に出でたものであらう。

前にも云つたやうに、神祇本源に依據して著した元々集には、本源に引用せられて居る阿含經圓覺經の如き佛書は除去せられて居るが、然らば其神道説には五部書以來風をなして居つた佛説混



合の神道説を排斥したものであるかと云ふに、必ずしもさうで無い場合もある。宇佐八幡の八幡號を解して次の如く云つて居る。

八幡と申す御名は、御託宣に得道來不動法性樂八正道垂權迹皆得解脫苦衆生故號八幡大菩薩とあり、八正とは内典に正見、正聞、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定慧これを八正道と云へり、おほよそ心正なれば身口はおのづから清まる、三業に邪なくして内外真正なるを諸佛出世の本懷とせり、神明の垂迹もまたこれがためなるべし。また八方に八色の幡をたつることあり、密教のならひ、西方阿彌陀の三昧耶形なりそのゆゑにや、行教和尚には彌陀三尊のかたちにて見えさせたまひけり、光明袈裟の上につられましたしけるを頂戴して男山には安置しけるごぞ、神明の本地と云ふことはたしかならぬたぐひおほけれき、大菩薩の應迹はむかしよりあきらかなる證據おはしますにや、あるひはまた昔於靈鷲山說妙法華經にも、あるひは彌勒なりにも大自在大菩薩なりにも託宣し給ふ中

にも、八正の幡をたて、八方の衆生を濟度し給ふ本誓よくよくおもひ入つてつかうまつるべきにや、

(正統記第十六代應神天皇條)

此託宣なるものゝ出所は詳で無いが、此頃既に圓熟して居つた本地垂迹説の一部を採つたもので、只八幡神の本地は認めたが、一般の神明の本地と云ふ事に對しては多少の疑を抱いて居つたやうに思はれる。之れは少しく後れて現はれて來る反本地垂迹思想と同一氣運が幾分か現はれて居るのでは無いかと思はるゝが、尙佛を抑へて神道を掲ぐると云ふやうな思想は親房には見る事は出來ぬ。

### 三 政治論

神皇正統記著述の目的が、一面我國體を明かにし、他の一面に治亂興廢の跡を論じて後村上天皇を輔導し奉るにあつたとすれば、同書中で最も力

を用ゐて居るのも此二點に存せなければならぬ。又實際に此二點が最も此書の特徴として著はれて居るのであるが、殊に後者は最もよく親房の識見を示したものであつて、日本に於て先人が残した數少い史論の中で有數のものである。部分々々を論じた史論は、徳川時代に入つてからは相當に現はれて居るが、一貫した通史としては極めて其類に乏しいのであつて、鎌倉時代に出來た愚管抄、新井白石の讀史餘論等と共に我邦に於ける一種の歴史哲學として推さるべきものである。

今正統記に現はれた政治論を數項に分て觀察して見やう。

第一に政治を總攬し給ふべき天皇は如何に身を處し給ふべきか、此問題は此著述の眼目でなければならぬ。天皇には御學問の必要があると云ふのが其主張の一つであつて、宇多天皇の御誠に、帝皇の御學問は群書治要などにてたりぬべし雜文に

ついては政の妨になるなど見えて居るが、醍醐帝も村上帝も一條帝、後三條帝も皆宏才博覽にましましたので、其御代は聖代であつた。和漢の古事を知らなければ政道も明かならず、皇威も輕くなる譯である、と云つて延喜の聖代に於ては菅原道真を始めとして紀長谷雄、三善清行の如き名儒が之を補佐した事を述べ、最後に「此御誠（寛平宇多天皇の）につきて天子の御學問さまでなくともと申人の侍るあさましき事なり」と結んで居る（第九十代後宇多院條）。此點に於て後醍醐天皇が、諸宗佛學に御造詣深く、又和漢の學にも通じて居られた事を説いて居るのは（第九十五代後醍醐天皇條）特に後村上天皇に對し奉つての用意かとも思ふ。又學問其他に對して君主の態度としては決して一方に偏してはならぬ、君としては何れの宗旨をも大凡辨へて捨てないのが國家攘災の謀である、一宗に執して餘宗を卑しむと云ふ事は誤である、又佛敎に限ら

す、儒教道教をも亦尊重しなければならぬのみならず、其以下の諸種の道、卑しき藝までも興すのが聖代である、男夫の稼穡、女子の紡績、商沽の利を通ずる、工巧の業、之を以て事へ、武を以て仕ふる、又文士の座して道を論ずる、夫々貴賤の分ちはあるが、皆分に應じて天職を盡すが人倫の大本である、詩書禮樂、紀傳明經、明法、算道、醫陰陽の兩道、金石絲竹の樂、悉く之れ治世の要具であると論じ、圍碁彈碁の遊戲すら猶閑居して不善をなすよりは優つて居ると云つて居る（第五十二代嵯峨天皇條）。即ち廣く採り普く攝して一方に偏せざるを以て君道の要とするものである。

學問と同時に帝王に必要なものは徳であつて、帝徳薄きときは天祚久しからずと云ふのが其持説である。仁徳天皇に聖徳ましましたに拘らず、其皇胤間もなく絶えたのは武烈天皇の如く、性さがなくして惡としてなし給はざるなき天子がおはし

たためである。春秋には聖徳は必ず百代にまつらると見えて居るが、不徳の子孫あるときは其宗を亡ぼすものであつて、其先蹤少くない、故に上古の賢聖は子であつても慈愛に溺れず、其器にあらざれば傳へない、と云つて、支那印度に於ける例を舉げ「かゝれば先祖大なる徳ありとも不徳の子孫宗廟のまつりをたえんことうたがひなし」と結んで居る（第二十六代武烈天皇條）。必ずしも帝王ごのみに限らず、積悪の家は亡ぶるものであつて、久しく權を執つて居つた蘇我一門の皆滅びたのは積悪の報である（第三十六代皇極天皇條）。之に反して陰徳の家は必ず榮ゆるもので、藤原氏四門の内、獨り北家の榮えて居るのは其先祖房前が人に異なる陰徳があつたからである（第四十二代文武天皇條）。

我國は神國であるから、代々の皇室は天照大神の加護を被る譯であるが、其内に御過失があれば曆數も久しからず、又結局は元の姿に歸るにして

も、一旦は其御血統が不遇に沈淪する例も少くはない、之れは誰の科でも無く我とみづから招き給ふ所である。十善の徳に依つて天子にはなり給ふとも、代々の御行迹善惡また色々あるものであるから斯様な結果も起るのである。故に本を本として正にかへり、元を始めとして邪を捨て給ふ事が祖神の御心にも協はせ給ふ譯である、として我國史の上に其先蹤を求めて居る(第五十八代光孝天皇條)。

是等道徳の中で最も大切な事は正直を守ると云ふ事である、天照大神も唯此正直をのみ御心とせられた、神鏡を傳へ給うたのも畢竟は之がためである、と云つて雄略天皇の御代の豊受大神の託宣なるものを掲げ、二所宗廟の御心を知らんと思はいたゞ正直を先きとすべきである、如何なる人も不正にしては立つ事は出来ない、殊に此國は神國であるから神道に違うては一日も日月を頂くまじき謂れである、故に倭姫命は黒クマナき心なくして赤心

を以て清潔クハヤクく齋慎し、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして左を左とし、右を右とし、左にかへり右に廻らす事も萬事違ふ事なくして大神に仕へまつれと人に教へたと云つて居る。之れは五部書倭姫世記の説を其まゝ取つたものである。臣として君に仕へ神に仕へ、君として國を治め人を教ふるも此心持を以てすべしと云ふのが親房の考である(第十六代應神天皇條)。

又たとへ道徳上之と云ふ過失なくとも、奢るものは久しく保つことは出来ない、皇胤の貴種より出でたる人にて、蔭をたのむのみで取り立てゝいふべき程の才も無く、剩へ人に奢り慢する心あるべきで無い、寛平の御記にも此事が誠められてある、徳もなく功も無く、高官に登つて人に奢るときは、祖神の咎あるべきは當然である、諸源の中で、具平親王の御末(村上源氏)のみ大臣以上に至りて而も相繼いで居つて、他の諸源は稀に大

臣になつても二代と續いたものは少く、他も大納言以上を續けたものは殆ど無い、之れ全く具平親王が才高く謙讓の徳があつたからである（第六十二代村上天皇條）。

又君として臣下を辟寵する事は亂の基となるものである。孝謙天皇が惠美押勝、僧道鏡等を寵せられて亂の基となり、或は皇祚をして一時危からしめたのは、唐の高宗が則天皇后を寵して國を滅したと同一轍であると論じて居る（第四十八代稱徳天皇條）。

斯くの如く世の治亂に對して爲政者自ら責任を有すべき場合の外に、運命と云ふ事も亦争はれぬ事であるとして、易の思想を採つて居る。仁徳天皇の御末が絶えて、隼總別皇子の後である繼體天皇の御代となつた、仁徳天皇は仁惠の徳高くましまし、且つ賢王に傳へ給ふたに拘らず、其後が絶えたのは何故であるか、それは仁徳天皇の御名を大

鶴鷄尊と申した、鶴鷄は小鳥である、隼の名が勝つて斯の如き運命を招致したと解する外は無い。支那にも斯る例はある事で命名と云ふ事も慎むべきであると云ふのである（第二十七代繼體天皇條）。

以上述べた所は治亂興廢に關する一般論である。親房は更に國史に現はれた特別の政治的事項に對して其得失を論じて居る。

第一が院政論である。院政の始まりは白河法皇であるが、是迄にも實權の御手に無くして他の攝政の手にあつた事はあるが、それ等は皆止むを得ぬ特別の事情があつたからであつて此時からは從來と異なり院宣、廳の下文をも具する事となつたので在位の君は只空位を保ち給ふに過ぎぬと云ふ有様になつた。親房は之を以て「世の末になれる姿なるべきにや」と觀じて居る（第七十二代白河院條）。次には保元の亂に於ける源義朝の出所進退と朝家の措置とである。義朝は重代の武臣である上

に保元の亂に於ける勳功も捨てられないものがあるのに父の首を切らせたのは何と云つても大罪である。古今にも聞かず、和漢にも類の無い事である。勳功に申し替はるとも自ら退くとも、何とでもして父を助くる道はあつた筈である。斯く名行缺け果てたるが故に、其終りを全うせなかつた事は當然である。然し其一身の科はさる事ながら、一方朝家の方にも誤りがある、其責任を免るゝ事は出来ぬ。其頃は名臣もあつたし、通憲の如き學者がありながら何故諫めなかつたのであらう。舜が父瞽叟を負うて去らうと云つた故事もある。保元平治以來天下亂れて武用盛に、王位輕くなり、未だ太平の世の歸る事の出来ないのは、此名行の敗れからであると云ひ、現在の有様が幾分似て居りはせぬかと云つて當世を戒めて居る(第七十代二條院條)。

次には頼朝の武家政府開始に關する考である。

武家の執權も時勢上止むを得ぬ次第であつたと云ふ考を以て居つた事は其國體說の中にも云つた通りである。專横な平家が滅びてからは天下は元の如く君の御まゝなるべきかと思はれたのに、平氏滅亡に就ては頼朝の勳功も尋常で無かつたので君も政を打ち委せ、頼朝自身も權を恣にしたのであるが、之が爲めに王家の權の愈々衰へた事は如何ともする事が出来ぬ。頼朝が諸國に守護を置いて國司の威を抑へた結果、吏務は只名ばかりになりあらゆる莊園郷保に地頭を補したので、本所はあれども無きが如き有様となつたと云つて、一方には武家政府樹立を王家の衰へとして憤慨して居るのである(第八十二代後鳥羽院條)。更に北條氏の執權に至つては到底之を認むべき理由の無い事である。頼朝の勳功は古來類の無いものであるとは云へ、偏に天下を掌にしては君として安からず思召すも無理からぬ事であるのに、況や、其頼朝の後も絶

えて陪臣の義時の世となつては、其跡を削つて御心のまゝにせられたいどの御希望も尤も千萬な話である、云は、北條氏は天下を盗んだものである。承久の役に宮方の不利であつた事は未だ時知らなかつたのである、但し下として上を剋するは極めたる非道である、遂には如何でか皇化にまつろはぬ事があらう。夫故先づ眞の徳政を行はれ朝威を立て、然る後に關東を抑ゆるの機を養ひ、且つは世の治亂の姿をよく鑑み強ひて私の御心なくば、宮方の擧も成功すべき筈であつたのである、と云つて、畢竟は武士の亡ぶる時は來ると云ふ事を強調して居るのは（廢帝即順德天皇の次の証仲恭天皇の條、現在の南朝と北朝足利方との關係に悲憤して進めた論であつて、之を以て僅かに自ら慰めんとした心持が現はれて居る。

然し神皇正統記著述の主なる目的が、前にも屢々述べたやうに、後村上天皇に治亂興廢の龜鑑を

示し奉るにあるとすれば、現在の世相に直接關係ある建武中興の業を論ずる事が最も切要であるとせねばならぬ。即ち先帝の建武の宏業が何故に失敗に終つたかと云ふ事は親房の最も力を極めて論じた所である。而して建武中興の業の失敗した最も大切な原因は、親房の考では論功行賞と人物登用との道を誤つた點に存するのである。政道の秘訣は一言に云へば正直慈悲を本として決斷の力が必要ならぬ、決斷と云ふ事には色々な見方があるが、一には其人を選んで官に任ずる事、二には國郡を私せず、分つところ必ず其理に協はねばならぬ。三には功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰する事。此三つの内一つを違へても世は必ず亂るゝものである。而して其人を選ぶには先づ其德行を標準にする、もし德行相同じき時は才用あるものを用ゐ、才用も等しき時は勞效あるものを採る。或は德義、清慎、公平、恪勤の四善を採

ることも云はれて居る。中興の業は此點に於て當を得て居なかつたのである。之を具體的に云へば、足利尊氏を不當に賞し、不當に重用したと云ふ事が其失敗の主要原因であつた（第九十五代後醍醐天皇條）成程尊氏が御方に參つた其功は没する事は出来まいが、あまり濫賞されたので何時しか越階して四位となり、左衛門督に任じ、拜賀も無い内に從三位となり、程なく參議從二位まで登つて終つた。一方には三箇國の吏務守護及び數多の郡莊を賜はつた。弟直義は左馬頭に任じ、從四位に叙した。其昔頼朝は無類の勳功はあつたが、それでも高位高官に登る事は亂政である、果して子孫は早く絶えた。尊氏等は頼朝實朝の時には親族として優遇せられた程の家でも無い、唯家人の列であつた。さしたる大功も無くして斯くの如く抽賞せらるゝ事は奇怪であると評するものもあつた。關東の高時、天命既に極まつて君の御運を開いた事で

あれば、其滅亡は人力では無い、足利氏は其武士として云はゞ數代の朝敵である。味方に參つて其命を失はなかつた事が既に餘りある皇恩である。更に進んで忠を致し、勞を積みて其理運を望むのが當然である。然るに天の功を盗み、己が功と思つて居る。かくして尊氏が一族ならぬ輩も數多昇進し、昇殿を許さるゝものもあつた。夫故に或る人は公家の御世に歸るかと思つた所が却て武士の世になつたと云つた程である。斯の如き事をしては中興の業も失敗に終る事は當然である、君の濫りに授くるを謬舉とし、臣の濫りに受くるを尸祿とす、謬舉と尸祿とは國家の敗るゝ階、王業の久しからざる基である。之を古代の例に見るに決して斯様な事は無い、中古平の將門の追討の賞に依つて藤原秀郷は正四位下に叙し、武藏下野兩國の守を兼ね、平の貞盛正五位下に叙し、鎮守府の將軍に任じた、安倍の貞任奥州を亂した時、源頼義



十二年の苦戦に依つて凱旋の日正四位下に叙し、伊豫守に任じた。之等は其功高きに拘らず、一任四五年の職である、保元の賞には義朝左馬頭に轉じて、清盛太宰大貳に任じ、此頃から段々亂れて來て、平治の亂此方益甚しくなつて、遂には清盛天下の權を盗んだが、然し朝敵になつてやがて滅亡した。さしたる勳功なきに濫りに賞を行ふに於て其結果はどう云ふ事になるか。之は朝議を亂るのみならず、賞せられた其當人の爲めにも決して幸では無い。之を外國の例に見るも、漢高祖は濫りに功臣を大きに封じて公相の位を授けたゝめに其臣は果して奮つた。奮つた結果は滅された。それが爲めに後には功臣は少くなつて終つた。日本に於ても其弊害は同じ事である。功田を授くる事が段々多くなつたのに、白河鳥羽の御代あたりには國司の支配に屬する土地は百分の一に減じて、其他は私有地になつた、而して文治に武家政府が樹

立せられてからは全然公家のものは無くなつたのである。偶公家一統の世になつたので、今度こそは根本的に改革せなければならぬ筈であつたのに、實際には却て濫賞に陥つて、専ら武勳の者に與へた結果、累代の舊家は皆名ばかり残ると云ふ有様になつた。更に之等の徒は止め度もなく功田を所望する、遂には與ふべき闕所も無くなつたので、國郡に屬した公地、諸家相傳の領までも強請するに至つた、之れ實に「をさまらんとしていよ／＼みだれ、やすからんとしてます／＼危く」なつたものである。此頃の諺に「一度軍にかけあひあるひは家の子郎徒節に死ぬるたぐひもあれば、わが功におきては日本國をたまへ、もしは半國をたまはりてもたるべからず」など云つて居る。濫賞の結果は武人の増長を來したのである。限りある土地を以て限りなき人に給與する事であれば、餘程慎重の考慮を用ゆべきであつた。然るに其所

に出でずして尊氏に濫賞した事は實に建武の大業の失敗した所以である(第九十五代後醍醐天皇條)。

然し乍ら將來の運命に對して親房は「今の御門また天照大神より已來の正統をうけましましたぬれば、此御光にあらそひ奉る者やはあるべき、中々に斯くて靜まるべき時の運とぞ覺え侍る」と云つて、

## フレデリック二世の政治學說(中)

文學士 中村善太郎

三 人間平等論及び國家起源論

次に是等の資料に基き、彼の政治學說の一況を述べむ。先づ人類の自然的平等、自然權平等に就きて彼の意見を徵するに、これ等の説は古來幾度となく論せられたる所なるも、國家、社會の最高の地位に上るべき運命の下に生まれし世襲君主の

神聖の流れを酌む正統の天子は假令一時賊の猛勢になやまされ給ふとも、遂には天照大神の加護に依つて天は再び明かに、やがては世も靜まり、南朝天子の皇威發揚の時が來るものと固く信じて居つたのである。

口より、明瞭大膽に平等論の稱へられしは、彼を嚆矢とすべし。而してかくの如き思想は、少年時代より感化を受けしストア學派キケロの説と、近世の法律哲學者グロチウス、ロック、ウォルフ等の説を受けしものと思はる。彼が皇太子時代一七三七年十一月二十六日 D. S. de Satna に宛てたる書翰に、<sup>9)</sup>